

保護者の皆様へ

平素は、本校教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することが正式に決定されました。

これに伴い「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）が改訂されたことから、学校においては、令和5年5月8日より次のとおり対応するよう和歌山市教育委員会から通知がありましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 お子さま本人の感染が判明した場合

学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を次のとおりとします。

○出席停止期間：発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・発症した日や症状が軽快した日を0日目として考えます。
- ・出席停止解除後は、発症から10日を経過するまでは、可能な場合に限り、マスクの着用にご協力をお願いします。
- ・ここで示す出席停止期間を短縮することは、基本的に想定されません。

2 同居のご家族の感染が判明した場合

これまで「濃厚接触者」として特定されていた場合であっても、本人が無症状である場合は、登校を控える必要はありません。

3 お子さま本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられた場合

無理をして登校せず、自宅で休養することが重要です。また、感染症の疑いがある場合には受診のご協力をお願いします。

なお、これまで健康状態に関係なく実施していただいていた毎朝の検温は、不要とします。

4 感染が不安で休ませたい場合

同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があつて、感染が不安で休ませたい場合は、まずは学校にご相談ください。

5 今後の学校における感染症対策について

【感染状況が落ち着いている時】

- ・気候上可能な限り、常時換気を行います。
- ・手洗いや咳エチケットについて指導します。
- ・給食等の食事をとる場面では、食事前後の手洗いを指導し、飛沫を飛ばさないよう意識させるようにします。

【感染が流行している時】

- ・学習活動の内容によっては「近距離」「対面」「大声での会話」を控えることがあります。
- ・給食等の食事をとる場面では、「対面」「大声での会話」を控えることがあります。
- ・マスクの着用をお願いすることがあります。